

## 外来・在宅ベースアップ評価料の届出について

標記申請については、令和6年4月23日に様式の修正がありました。また近畿厚生局への標記申請は今までの郵送ではなく、大阪府指導監査課の専用アドレス宛へエクセルファイルの届出書を提出することと掲載されています（メールアドレスを有していない医療機関の場合には書面提出も可能ですが可能な限りメール提出することとなっています）。

この評価料を届出される医療機関におかれましては、近畿厚生局ホームページ、重要なお知らせ(2024年5月1日)をご覧ください。